

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ この仕様書は企画提案書作成用である。・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約候補者の企画提案内容に合わせ仕様書を修正のうえ、契約を締結する。 |
|--|

令和7年度学校向けパラスポーツ体験・講演会開催事業業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度学校向けパラスポーツ体験・講演会開催事業業務委託

2 業務の目的

県内小中学校、高校及び大学にてパラスポーツ体験会と講演会を開催することにより、若年層からパラスポーツに親しんでもらい、パラスポーツの普及・拡大と障害者への理解促進に繋げるとともに、県内競技団体や埼玉ゆかりのパラアスリートの活躍の場の提供を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 委託料の上限額

4,865,798円以内（税込み）

5 業務内容

本事業は、以下の（1）～（3）の業務で構成する。

- （1）パラスポーツ体験会
- （2）埼玉ゆかりのパラアスリートによる体験講演会
- （3）その他の業務

（1）パラスポーツ体験会

ア 概要

- ① 県が決定した実施校（小中学校16校）と日程や実施内容等について調整を行うとともに、実施内容に応じた講師の調整を行い、パラスポーツ体験会を実施する。

イ 業務内容

- ① パラスポーツ体験会の企画及び運営
 - ・パラスポーツ体験会の企画（県内競技団体等から協力を得ながら実施すること）
 - ・用具の借り上げに関する事。
 - ・関係団体等との連絡調整に関する事。
 - ・関係団体等への運営協力依頼や実施体制に関する事。（競技団体や県パラスポーツ指導者協議会等）

（2）埼玉ゆかりのパラアスリートによる体験講演会

ア 趣旨

- ① 県が決定した実施校（高校2校、大学1校）と日程や実施内容等について調整を行うとともに、実施内容に応じた講師の調整を行い、埼玉

玉ゆかりのパラアスリートによる体験講演会を実施する。

イ 業務内容

- ① 埼玉ゆかりのパラアスリートによる体験講演会の企画及び運営
 - ・ 埼玉ゆかりのパラアスリート（「プラチナアスリート（シャイン部門）」又は「埼玉パラドリームアスリート」認定選手を中心として、埼玉県にゆかりがあるパラアスリートを起用すること）による体験講演会の企画（県内競技団体等から協力を得ながら実施すること）
 - ・ 用具の借り上げに関する事。
 - ・ 関係団体等との連絡調整に関する事。
 - ・ 関係団体等への運営協力依頼や実施体制に関する事。（競技団体や県パラスポーツ指導者協議会等）

6 その他の業務

- (1) 事業の進捗状況の報告及び実施上の課題等について県との情報共有の場を定期で設けること
- (2) 事業の企画及び運営計画に関する事
- (3) 会場及び設備等の借り上げに関する事
- (4) 関係団体等との連絡調整に関する事
- (5) 関係団体等への役員派遣依頼に関する事
- (6) 事業の準備業務に関する事（各種契約・支払業務を含む）
- (7) 事業実施に係る会議の開催に関する事
- (8) 救護体制に関する事
- (9) 記録等の作成に関する事
- (10) 次年度業務に関する企画、調整に関する事
- (11) 事業の情報発信に関する事
- (12) その他事業進行全般に関する事

7 実績報告

事業完了時に実施報告書を提出し、完了検査を受けること。合格と認められないときは、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。

8 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権や個人情報等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。

9 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- (2) 委託先候補者選定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作

成することとする。

- (3) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。
- (4) 本業務の目的達成のために、必要と思われる企画、効果的と思われる企画があれば、予算の範囲内で業務内容とすること。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。